

岸和田市地域公共交通協議会 特定個人情報取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、岸和田市地域公共交通協議会（以下、「交通協議会」という。）における個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義等)

第2条 本規程で掲げる用語の定義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、その他の関係法令の定めに従う。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 交通協議会が個人番号を取り扱う事務の範囲は給与所得の源泉徴収票（支払報告書）の作成事務に限定する。

(組織体制)

第4条 交通協議会は、特定個人情報等を取り扱う事務については、事務取扱担当者を明確にする。

2 事務取扱担当者は、事務局員とし、事務局長を責任者とする。

3 事務取扱担当者は、特定個人情報等の保護に十分な注意を払うものとし、守秘義務を負う。

(特定個人情報等の取扱状況の確認)

第5条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱い状況の執務記録を作成、保存するものとする。

2 事務取扱責任者は、執務記録の内容を定期的に確認する。

(情報漏洩事案等への対応)

第6条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏洩、滅失または毀損による事故が発生したことを知った場合またはその可能性が高いと判断した場合は、事務取扱責任者にただちに報告する。

(管理区域及び取扱区域)

第7条 交通協議会は、特定個人情報等の情報漏えい等を防止するため、特定個人情報を管理する区域及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にする。

(書類を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第8条 交通協議会は特定個人情報等が記録された書類等の持出しは、次に掲げる場合を除き禁止する。

(1) 行政機関等への法定調書の提出。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された書類等を持ち出す場合、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

(個人番号の取得、提供の求め、本人確認)

第9条 交通協議会は、第3条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

2 本人から個人番号の提供を受けたときは、関係法令等に基づき本人確認を行うこととする。

(第三者提供の停止)

第10条 特定個人情報等が違法に第三者に提供されていることを知った本人からその提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、第三者への提供を停止する。

(特定個人情報等の廃棄、廃棄の記録)

第11条 交通協議会は、保管期間を経過した書類について、次の通り速やかに廃棄する。

(1) 特定個人情報等を含む書類の廃棄は、焼却等の復元不可能な手法により廃棄する。

2 特定個人情報等を廃棄したときは、廃棄等の記録を保存する。

(所管官庁等への報告)

第12条 事務取扱責任者は、特定個人情報等の漏えいの事実又は漏えいの恐れを把握した場合には、直ちに特定個人情報保護委員会及び所管官庁に報告する。

(罰則)

第13条 交通協議会は、本規程に違反した事務局員に対して岸和田市の基準に基づき処分を行う。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月〇日より施行する。